

公共工事コスト縮減対策に関する 新行動計画

平成12年9月

建設省

第1 基本的考え方

1. 政府行動指針と建設省行動計画の位置づけ

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」（以下「行動計画」という。）は、政府の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（以下「行動指針」という。）を踏まえ各省庁ごとに策定する行動計画の一つとして、建設省が策定したものである。

なお、行動計画は、政府行動指針の内容を包含し、より具体化する形で作成している。

2. これまでの取り組み

社会資本は、安全で豊かな国民生活の実現や活力ある経済発展に不可欠な基盤であり、今後ともその整備を計画的かつ着実に進めていくことが必要である。社会資本の整備に当たっては、社会経済情勢の動向や国民のニーズを的確に把握し、事業評価などによりその必要性や妥当性を明確にした上で、重点化を図りつつ実施することが重要である。また、そのためのシステムの整備・充実が図られているところである。

社会資本を整備する手段としての公共工事は、「より良いものをより安く」提供する、という観点から実施することが求められているところである。このため、「厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じて、社会資本整備を着実に進め、本格的な高齢化社会到来に備えるには、早急に有効な諸施策を実施し、公共工事コストの一層の縮減を推進する必要がある」との認識の下、政府においては、平成9年1月に、全閣僚を構成員とする「公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議」を設置し、同年4月に「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」（以下「旧指針」という。）を策定した。建設省においては、旧指針策定を踏まえ、平成6年12月策定の「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」を改定して内容をさらに充実させた「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」（以下「旧計画」という。）を策定し、これらに基づき、各省庁と一致協力して施策を推進してきたところである。

旧指針及び旧計画に基づく平成9年度から11年度の3年間の取り組みにおいては、全省庁の連携や公共工事担当省庁等における創意工夫の強化により、公共工事執行システムの中で価格に影響を及ぼす様々な要因について改革が進んだ。平成12年9月に行ったコスト縮減のフォローアップの結果によれば、平成11年度までのコスト縮減率は約10%となっており、旧指針及び旧計画において掲げられていた数値目標をほぼ達成したところである。

3. 新計画の考え方

このような現状を踏まえ、現下の状況を鑑みるに、これまでの公共工事コスト縮減施策により一定の成果が得られたものの、依然として厳しい財政事情の下で引き続き社会資本

整備を着実に進めていくことが要請されていること、また、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることや新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となっている。

また、今後に向けては、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、工事における品質の向上によるライフサイクルコストの低減等についても取り組むべき重要な課題となっていることから、これらも含めた総合的なコスト縮減を図っていく必要がある。

さらに、「行政コスト削減に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）が平成11年4月27日に閣議決定されており、公共工事のコスト縮減についても、取組方針の一環のものとして位置付けられているところである。

したがって、政府においては、取組方針の下、今後引き続き、地方、民間の主体的な取り組みを含めて各省庁が一致協力して総合的に公共工事のコスト縮減に取り組むこととし、平成12年度以降の新たな行動指針を策定した。

建設省では、政府における新たな行動指針の策定を踏まえ、新たな行動計画を策定することとした。

なお、行動計画の目標期間は、行動指針と同じく、平成12年度から、取組方針の最終年度である平成20年度末とする。

4．行動計画の対象

行動計画は、基本的には、工事に関するコスト縮減を対象としており、用地取得に係るコストは対象としていないが、用地取得についても今後とも適切かつ計画的に推進していくこととする。

5．公団等の行動計画

行動計画は、建設省所管の公団等が行う公共工事も念頭において、策定している。

しかし、公団等は、事業内容や財源構成等にそれぞれ特性があることを考慮し、建設省は各公団等に対し、独自の行動計画を策定することを求める。

6．地方公共団体への協力要請等

地方公共団体の発注する公共工事費の総額は、我が国の公共工事費全体に占める割合が大きく、公共工事のコスト縮減を図り、社会資本整備を効率的に推進するには、地方公共団体の積極的取り組みが不可欠と考えられる。このため、建設省は、他省庁とも連携し、各地方公共団体に対し、行動指針及び行動計画を参考に引き続き積極的に施策に取り組むよう要請する。

また、地方公共団体における公共工事コスト縮減を推進するため、地方公共団体との情報交換を継続するとともに、地方公共団体に対する必要な支援を行うこととする。

7. フォローアップ

行動計画の実施状況については、具体的施策の着実な推進を図る観点から、公共工事コスト縮減に関する行動計画フォローアップ委員会（委員長：建設事務次官）においてフォローアップする。

第2 具体的措置

1. 具体的施策の実施に当たっての基本的な視点

(1) 総合的なコスト縮減の必要性

行動計画においては、工事コストの低減のほか、工事の時間的コストの低減、工事における品質の向上によるライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減及び工事の効率性向上による長期的コストの低減を基本的な視点として、公共工事に関する様々な要素について各種の施策を実施するものとし、これらの施策効果により公共工事に関する総合的なコスト縮減を目指す。

工事コストの低減

平成9年度から11年度の3年間の取り組みと同様に工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減等の施策を講じることにより、工事コストの着実な低減を図る。

工事の時間的コストの低減

事業箇所の集中化、新技術を活用した工事期間の短縮等により、工事の時間的コストの低減を図る。

ライフサイクルコストの低減（施設の品質の向上）

施設の長寿命化、省資源・省エネルギー化や環境調和型への転換を進めるなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコスト低減や環境に関するコスト低減を図る。

工事における社会的コストの低減

工事における建設副産物対策の推進や環境改善策による環境負荷の低減、工事に伴う交通渋滞緩和、工事における事故の減少等を通じて社会的なコストの低減を図る。

工事の効率性向上による長期的コストの低減

工事に関する規制改革、工事情報の電子化の推進や新技術の採用の促進等により、工事の効率性を高めるとともに、建設業の生産性向上を促し、長期的なコストの低減を図る。

(2) 政府が一体となった取り組みの必要性

公共工事は、多くの要素に関係する社会的活動であることから、公共工事の実効的なコスト縮減を図るためには、公共工事担当省庁のみならず、その他の関係省庁を含め政府が一体となった広範な取り組みが必要である。

2. 具体的施策の実施に当たっての留意点

(1) 機能・品質の確保

公共工事の価格低減を目指すことが、社会資本が本来備えるべき機能・品質を損うこととなるのでは、行動計画の趣旨に反することとなる。

公共工事のコスト縮減については、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本機能・品質を満足させた上で、総合的なコスト縮減を目指すものである。

(2) 不当なしわ寄せの防止

具体的な施策によるコスト縮減の裏付けなしに工事価格のみを下げることによって、下請け企業、資機材供給者、労働者等一部の関係者が、不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはならない。

すなわち、公共工事の価格低減を性急に図るために、いわゆる「歩切り」のような手段をとることは、下請け企業等へのしわ寄せにつながる危険性が高く、適切な手段とは言えない。また、「歩切り」のような手段は、コスト縮減の施策に含んではいない。

(3) 不正行為の防止

公共工事の実施に当たっては、入札談合等の不正行為を防止し、公正な競争を確保することが不可欠であることは言うまでもない。このため、平成6年度より透明性・客観性及び競争性をより高めるための入札・契約制度の改革を実施しているところである。さらに、この改革と併せて、不正行為を行った事業者に対するペナルティーの強化、入札談合情報があった場合の公正取引委員会と緊密な連携の確保、独占禁止法等の遵守徹底のための発注者及び事業者に対する講習会の開催、不良不適格業者や一括下請負の排除、監理技術者の専任制や施工体制の確認、予定価格及び入札結果の事後公表等の各種の措置を講じてきたところである。

今後とも国及び地方公共団体を通じて、公共工事の入札・契約制度の改革の一層の推進を図るとともに、入札談合等の不正行為の根絶に努め、適切な公共工事のコスト形成に資することとする。

3 . 具体的施策

行動計画においては、行動指針に定める施策も含め、以下の5分野について30項目の施策を、他省庁とも連携しつつ、平成20年度末までに実施する。これらの施策には、旧計画のフォローアップにおいて継続が必要とされた個々の施策を盛り込むとともに、公共工事コスト縮減の基本的な考え方を踏まえて計画から施工に至る各分野を対象に網羅的に総点検を行い、具体的に取り組むべきこととされた施策も盛り込んでいる。具体事例（印）は、政府行動指針の内容に加え、行動計画として追加的に例示したものである（各施策の詳細については、別添資料参照）。

なお、行動計画策定後も、社会経済情勢の変動に的確に対処しつつ引き続き新たにコスト縮減に資する事項の調査等を進め、必要に応じて実施すべき施策として位置付けていくものとする。

また、コスト縮減効果については、原則として従来からの手法により計測するものとするが、これによることが適当でない施策については、当該施策の特性に応じ、できるだけわかりやすい指標により計測するよう努める。

（1）工事コストの低減

平成9年度から11年度までの3年間の取り組みと同様に、工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減、工事実施段階での合理化、規制改革等のための具体的施策を継続・充実して実施することにより、工事コストを低減する。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、工事費に対する縮減率で表すことにし、縮減率は、施策適用前後の比較設計による縮減額の積み上げや建設物価の実質変動率により算定する。

1）工事の計画・設計等の見直し

a．計画手法の見直し（施策番号）

工事の実施に当たって、必要以上に華美や過大なものとなっていないか、適切なサービス水準かなどの観点で検討し、必要な施策を講じる。

（施策事例）

- ・ 周辺の他事業と連携した工事の実施
- ・ 既存施設を有効利用した工事の実施

（具体事例）

治山事業と海岸事業の連携により、効率的・効果的な「自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）」の実施を推進

官庁施設のストックマネジメント技術に基づく効率的な改修計画手法の確立

b．技術基準等の見直し（施策番号）

技術基準等が急速な科学技術の進歩に対応できているか、基準類の運用が画一的なために不経済な設計となっていないか、占用等の各種許可条件について改善する点はないか等の観点に立って、公共工事担当省庁が所管する技術基準等を、継続的に点検し、必要に応じてその見直しを行う。

また、技術基準等の見直しに当たっては、国際基準等との整合を勘案しつつ性能規定化を進める。

（施策事例）

- ・基準類の性能規定化の検討と推進
- ・河川、道路、下水道、港湾、土地改良、治山等に関する基準類の見直し

（具体事例）

揚排水ポンプ設備について、ポンプ高流速化、立型ガスタービン等新技术に対応して技術基準を改定

橋梁技術基準の性能規定化を図り、新技术の導入を促進

日本住宅性能表示基準の施行に伴い、公営住宅等整備基準において、これに即した性能基準を導入

電気設備工事及び機械設備工事標準図の各省庁間での共通化を実施

c．設計方法の見直し（施策番号）

コスト縮減の観点から当該工事現場に最適の設計とするため、設計VEの実施や設計段階におけるコスト縮減提案書の作成など、設計の初期段階において構造形式や施工方法等を組織全体で多角的に検討する体制の定着を図る。

また、施工手間を含め総合価格で最小となる設計思想への転換（材料ミニマムから労働量ミニマムへ）の推進と、これを目的に作成した設計マニュアルの普及を図る。

さらに、性能規定の考え方に基づく新しい設計の採用やプレキャスト製品の標準化を進める。

（施策事例）

- ・現場に最適な設計とするための設計VE等の推進
- ・コスト縮減に資する設計方法の普及

（具体事例）

設計VEの推進により、平面計画、材料、構造計画・設計、施工法等について、現場に最適な方法を採用

ダム用放流設備ゲートの扉体構造、支持構造等の設計合理化により、構造体をスリム化

d．技術開発の推進（施策番号）

長期的にコスト縮減につながる技術の開発と、その現場における積極的な採用と評価が一層重要になっている。このため、官民の連携の下、こうした技術の研究開発を進めるほ

か、民間において開発された新技術について、パイロット工事の実施、情報の提供や情報交換体制の整備など、新技術を活用し、普及させるための制度を充実し、民間の開発技術の活用・普及を促進する。

(施策事例)

- ・コスト縮減に資する研究開発について官民共同研究開発等の充実
- ・新技術活用促進システムに沿った民間技術の活用と評価

(具体事例)

河川の護岸や根固の使用材料、施工方法について、総合的なコスト縮減に資する新技術を活用

舗装の二層舗装に際し、一括施工型フィニッシャーの導入により、施工を合理化

e . 積算の合理化 (施策番号)

公共工事担当省庁等間の連携を深め、積算基準等の統一、明確化、公開、機動性の向上をさらに図る。また、建設CALS/EC等の推進に併せて積算に必要な数量データや図面の電子化の拡大を進めるほか、共通仕様書等の電子化と公開により、より多くの関係者の提案を得てこれらを迅速かつ的確に改正できる体制を築く。

(施策事例)

- ・公共工事担当省庁等間の積算調整会議の継続
- ・積算に使用する数量データや図面等の電子化の推進
- ・共通仕様書等の迅速かつ的確な改定体制の整備

(具体事例)

技術開発や施工方法の変化等に迅速かつ的確に対応した積算基準の改定

2) 工事発注の効率化等

a . 公共工事の平準化 (施策番号)

今後とも、工事の計画的かつ迅速な発注、適切な工期の設定、国庫債務負担行為の活用等により、公共工事の平準化を引き続き積極的に推進する。また、地方公共団体に対しても、一層の平準化への取り組みを要請する。

(施策事例)

- ・工事の計画的な発注、適切な工期の設定、国庫債務負担行為の活用等による円滑な工事の実施
- ・地方公共団体に対する一層の平準化への取り組みの要請

(具体事例)

各発注機関において、公共工事の平準化を念頭に置いた計画的かつ迅速な発注補助事業について、工事の施工状況を踏まえた国庫債務負担行為等の積極的かつ計画的活用

工事発注等に関する地方公共団体への支援

b . 適切な発注ロットの設定（施策番号 ）

中小建設業者の上位ランク工事への参入機会の拡大など、中小企業の受注機会の確保に配慮しつつ適切に発注ロットを設定する。また、事業箇所の重点化等により投資の重点化を図る。

（施策事例）

- ・ 中小企業の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進
- ・ 地方公共団体に対する国と同様の取り組みの要請

（具体事例）

事業箇所の重点化等により、投資の重点化を推進

c . 入札・契約制度の検討（施策番号 ）

技術による競争を促し、民間の技術力を活用するため、技術提案を受け付ける入札・契約方式（VE方式、総合評価方式等）など新しい方式を適用する工事の拡大を図るとともに、さらに提案を出しやすい仕組みへの改善などを進める。また、設計面ではプロポーザル方式の適用を拡大する。

（施策事例）

- ・ 技術提案を受け付ける入札・契約方式（VE方式、総合評価方式、性能発注方式等）を採用した対象工事の範囲の拡大等と制度内容の改善
- ・ コンサルタント業務のプロポーザル方式の適用を拡大

d . 諸手続の電子化等（施策番号 ）

調査・計画・設計・積算・施工・管理に関する工事関係文書等の標準化・電子化、電子調達システムの導入、地方公共団体への支援などにより、公共工事におけるCALS/EC化を進める。

（施策事例）

- ・ 調査・計画・設計・積算・施工・管理に関する工事関係文書等の標準化・電子化
- ・ 電子調達システムの導入
- ・ 地方公共団体に対する国と同様の取り組みへの支援

（具体事例）

建設CALS/ECの一層の推進と地方公共団体での導入の支援
建設ICカードの活用による現場事務の合理化

3) 工事構成要素のコスト低減

a . 資材の生産・流通の合理化、効率化（施策番号 ）

建設資材における生産・流通慣行の改善や物流の効率化を推進するため、調達・流通実態調査を踏まえた情報化、規制改革等を進める。

（施策事例）

- ・ 建設資材の調達・流通実態調査の実施及び改善提案

- ・調達・流通に関する情報化の推進
- ・調達・流通に関する規制改革の推進

b．資材調達の諸環境の整備（施策番号 ）

品質を確保しつつ、多様な資材調達環境を引き続き整備するため、海外資材の活用促進、規格・仕様の標準化、統一化や性能規定化、品質検査等の見直し等を進める。

（施策事例）

- ・海外資材の価格情報の提供、海外資材活用モデル工事の実施など海外資材活用策の推進
- ・資材の規格・仕様等の標準化、統一化、性能規定化
- ・品質検査等の簡素化

（具体事例）

海外建設資材品質審査証明事業等の活用による手続の簡素化、迅速化

c．優良な労働力の確保（施策番号 ）

生産技術の進歩、機械化の進展に対応し、「基幹技能者」や「多能工」の育成を継続して行う。また、工事の平準化、高齢化対策、若年労働者確保対策、労働環境の改善等を通じ、優れた建設技能者の安定的確保を図る。

（施策事例）

- ・業種横断的訓練校（平成9年4月開講）における多能工等の育成
- ・「基幹技能者」育成事業の支援
- ・労働環境改善の支援

（具体事例）

建設産業に従事する労働者の確保・育成を図るため、労働省、文部省と協力して、業界団体、教育機関等と連携を図りながら、建設産業人材確保・育成推進協議会の活用などの人材の確保対策の総合的实施

d．建設機械の有効利用（施策番号 ）

建設機械の有効利用を図るため、建設機械部品の効率的な使用や情報システムの活用等を進める。また、建設機械の労働安全対策に関する手続等の効率化や環境対策の国際規格等との整合性確保等により、効率的な安全・環境対策の実施を図る。

（施策事例）

- ・建設機械部品の互換性確保等効率的な使用
- ・建設機械リースレンタル市場等における情報システムの活用
- ・建設機械の労働安全対策に関する手続の効率化

（具体事例）

維持管理作業に際し、建設機械を有効に活用

4) 工事実施段階での合理化・規制改革等

a. 労働安全対策（施策番号）

労働者の安全確保を図るとともに労働安全対策の効率化を継続的に進めることが必要であり、事業者にも効率的な安全管理の普及を図るとともに、情報提供や安全教育、資格取得等に対する支援を行う。また、建設事故に関するデータベースを整備し、事故情報の共有化を図るとともに、事故情報を分析し安全対策に反映させる。さらに、建設機械施工の安全性の向上に取り組む。

（施策事例）

- ・労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
- ・安全衛生教育のための教材や資格取得等に対する支援
- ・建設事故情報の分析と対策情報の提供

（具体事例）

建設業団体の有するマニュアルについて再点検、安全チェックリストの作成・指導
労働者及び第三者の安全確保のための現場における安全対策活動の実施及び支援の充
実
事故情報のデータベース化と事故発生要因の分析
建設機械の遠隔操作システムによる無人化施工技術の普及

b. 交通安全対策（施策番号）

路上工事や海上工事について、各種の許可申請手続の合理化を推進するほか、集中工事の実施の促進等により、路上工事の効率的実施と渋滞時間の低減を図る。

（施策事例）

- ・許可申請手続の合理化
- ・集中工事の実施や混雑時間帯を避けた工事の実施の促進

c. 環境対策（施策番号）

建設機械の排出ガス、騒音等の環境対策にあたり、国際規格との整合や関係省庁の施策の整合に配慮することにより、効率的な環境対策の実施を図る。

（施策事例）

- ・試験方法等国際規格との整合等に配慮した建設機械排出ガス第2次対策を導入
- ・低騒音型建設機械に関する特定建設作業に係る事務の軽減

d. 建設副産物対策（施策番号）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を中心とした新たな制度の適正な運用、建設副産物の発生抑制技術や再生利用技術の開発、情報交換システムの充実、活用等により、引き続きリサイクル率を向上しながらコストの低減を図る。

（施策事例）

- ・建設副産物の発生抑制の推進（建築物、工作物の長寿命化等の技術開発等）

- ・再生資源の利用促進及びリサイクル技術の開発の推進
- ・情報交換システムの充実、活用
- ・公共工事関係省庁間の連絡の強化

(具体事例)

再生砕石、再生アスファルト合材の利用促進

e．埋蔵文化財調査（施策番号 ）

公共工事の実施に伴う埋蔵文化財調査を円滑に実施するため、公共工事事務局と文化財保護部局との連絡調整体制を継続するほか、調査・測量技術の向上を図る。

(施策事例)

- ・公共工事事務局と文化財保護部局との連絡調整体制の継続
- ・調査・測量技術の向上

(具体事例)

効率的な発掘調査推進や遺跡不時発見を少なくするため、測量技術、探査技術等の開発を文化庁とともに推進

f．消防基準、建築基準等（施策番号 ）

建築基準の性能規定化等を内容とする改正建築基準法は、平成12年6月に完全施行されたところである。公共建築工事においては、これを踏まえ、技術基準の見直し及び体系化を推進し、その普及を図る。

また、消防法に関する諸手続についても、必要に応じて合理化方策を検討するとともに、電気事業法及びガス事業法等に関する諸手続の合理化方策を講じる。

(施策事例)

- ・手続の迅速化、行政庁間の指導内容の整合化

(具体事例)

建築基準法の改正を踏まえ、公共建築工事において技術基準の見直し等を推進

(2) 工事の時間的コストの低減（施策番号 ）

個々の工事の効率的な実施は、早期の便益発現や事業資金の金利負担の低減などの時間的コスト低減の効果をもたらす。このため、工事においても、事業箇所の集中化、新技術の活用による工事期間短縮などにより時間的効率性の向上を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、事業箇所数や短縮時間、短縮による便益など施策の特性に応じた指標で計測する。

(施策事例)

- ・工事箇所の集中化、他事業との連携による機能の早期発現（関連；施策番号 ）
- ・新技術の活用による工事期間の短縮（関連；施策番号 等）

(具体事例)

文化財調査における公共工事事務局と文化財保護部局との連絡調整の緊密化を通じた工

事着手の早期化

(3) ライフサイクルコストの低減（施設の品質の向上）

公共工事によって整備される各種の施設については、「より良いものをより安く」という観点から整備していく必要があることは言うまでもないが、それだけではなく、より耐用年数の長い施設、省資源・省エネルギー化に資する施設、環境と調和する施設等の整備を推進するなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコストの低減や環境に対する負荷の低減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、転換率など施策の特性に応じた指標で計測する。

a. 施設の耐久性の向上（長寿命化）（施策番号 ）

ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の長寿命化を図る。

（施策事例）

- ・ 耐久性を向上（長寿命化）した構造物に転換
- ・ 官庁施設の施設毎の適切な耐久年数の設定

（具体事例）

長寿命化コンクリート構造物への転換
ライフサイクルコスト低減技術を導入した橋梁を採用
官庁施設の施設毎の耐久年数の設定及びライフサイクルコスト低減技術の採用
下水道における腐食対策技術の採用による構造物の耐久性の向上

b. 施設の省資源・省エネルギー化（運用、維持管理費の低減）（施策番号 ）

ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の省資源・省エネルギー化を図る。

（施策事例）

- ・ 庁舎等における照明、熱交換設備等の省エネルギー化
- ・ 太陽光等のクリーンエネルギーを活用した施設の整備

（具体事例）

新嘗庁舎において、エネルギー効率の向上や資源の再利用に資する照明制御、太陽光発電、蓄熱式空調、雨水利用等の設備を導入
道路照明において、省エネルギー型の照明ランプを採用
下水道管への光ファイバー網整備による下水道の維持管理の効率化・合理化
河川・道路等機械設備の遠隔操作化、集中管理化、運転手法の改善

c. 環境と調和した施設への転換（施策番号 ）

環境に係るコスト等の低減の観点から、環境と調和した施設、バリアフリー化した施設に転換する。

(施策事例)

- ・環境調和型に転換した施設の整備
- ・バリアフリー化した施設の整備

(具体事例)

多自然型川づくりを推進し、植生、緑化可能な護岸を整備

低騒音舗装の実施

沿岸漁業整備開発事業と海岸事業の連携により、効果的・効率的な事業（魚を育む海岸づくり）を実施

屋上緑化等による施設の緑化の推進

既存公営住宅のストックの高齢者向けの改善に際し、既存の階段型中層共同住宅について低コストでコンパクトなエレベーターの設置を推進

(4) 工事における社会的コストの低減

公共工事においては、先導的に建設副産物対策や環境対策、安全対策を実施していくことが求められている。これらの施策の中には、直接的な工事コスト低減にはつながらないものもあるが、社会的なコスト低減の観点で重要な施策であり、今後とも引き続き積極的に対応していくことが必要である。このような観点に立って、建設副産物対策の推進や環境対策による環境負荷の低減、工事中の交通渋滞緩和、工事中の事故の減少などを通して社会的なコストの低減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、リサイクル率等施策の特性に応じた指標で計測する。

a . 工事におけるリサイクルの推進 (施策番号)

建設副産物等のリサイクル等を進めることにより、資源の有効利用や環境負荷量の低減を図り、社会的コストを低減する。

(施策事例)

- ・建設副産物対策の推進 (関連 ; 施策番号)
- ・再生資源や資源循環に資する資材等の公共工事での活用 (関連 ; 施策番号)

(具体事例)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適切な運用等、各種施策を推進することにより、建設副産物のリサイクルを推進

港湾や漁港の浚渫土砂を養浜材料として活用し海岸侵食対策を実施

下水道汚泥の資源化を推進するとともに、下水道工事等において再生資源を積極的に活用

b . 工事における環境改善 (施策番号)

工事における環境改善策により環境負荷の低減を図り、社会的コストを低減する。

(施策事例)

- ・環境負荷の低減に資する建設機械の採用 (関連 ; 施策番号)
- ・公共工事におけるISO14001の運用

(具体事例)

排出ガス、騒音等の環境負荷の低減に資する建設機械の採用

河川・道路等に使用する維持管理用車両を低公害車に転換し、排出ガス等の環境負荷を低減

c . 工事中の交通渋滞緩和対策 (施策番号)

現道上での交通渋滞を緩和するよう工事を工夫し、社会的コストを低減する。

(施策事例)

- ・路上工事における集中工事等の実施 (関連 ; 施策番号)

(具体事例)

路上工事における集中工事等の活用について検討会を設置し、モデル工事を実施

d . 工事中の安全対策 (施策番号)

工事において、安全性の水準を改善することにより、人的な損失を低減する。

(施策事例)

- ・事業者に対する安全管理についての助言、情報提供、安全教育等についての支援 (関連 ; 施策番号)
- ・事故情報の分析による安全対策への反映 (関連 ; 施策番号)
- ・建設機械施工の安全性向上 (関連 ; 施策番号)

(具体事例)

建設業団体の有するマニュアルについて再点検、安全チェックリストの作成・指導

現場における安全対策活動の実施及び支援の充実

事故情報のデータベース化と事故発生要因の分析

建設機械の遠隔操作システムによる無人化施工技術の普及

(5) 工事の効率性向上による長期的コストの低減

民間企業の有する技術力を公共工事において積極的に活用することにより、工事の効率性が高められるとともに、建設業の生産性向上を促し、長期的なコスト低減が期待できる。具体的には、各種の規制改革等を通じた効率性の向上、個々の工事における新技術の活用、工事情報の電子化や電子交換等の実施、建設業における情報通信技術 (IT) の利用拡大、入札・契約制度の的確な運用等を通じた不良・不適格業者の排除等を通じて、長期的なコスト縮減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、規制改革の実施状況、工事情報の電子化を実施した工事件数など施策の特性に応じた指標で計測する。

a . 工事における規制改革（施策番号 ）

工事に関する各種の規制改革の実施を通じて、長期的にコスト低減を図る。

（施策事例）

- ・ 工事における規制改革（関連；施策番号 ～ ）
- ・ 公共工事におけるISO9000sの導入

（具体事例）

技術基準類の性能規定化により、設計・施工の自由度の拡大

資材の調達・流通に関する規制改革

海外建設資材品質審査証明事業等の活用による手続の簡素化、迅速化

b . 工事情報の電子化（施策番号 ）

工事情報や手続の電子化等により工事の効率化を図るとともに、建設業における情報通信技術（IT）の利用を拡大し、長期的にコスト低減を図る。

（施策事例）

- ・ 工事情報の電子化や電子交換の実施（関連；施策番号 ）
- ・ 工事の入札手続の電子化の実施（関連；施策番号 ）
- ・ 地方公共団体への技術的支援（関連；施策番号 ）

（具体事例）

建設CALS/ECの一層の推進と地方公共団体での導入の支援

建設ICカードの活用による現場事務の合理化

工事へのプロジェクトマネジメント（PM）手法の適用

c . 工事における新技術の活用（施策番号 ）

工事における新技術の活用により、長期的にコスト低減を図る。

（施策事例）

- ・ 工事における新技術の採用（関連；施策番号 ）
- ・ 技術提案を受け付ける入札・契約方式の採用（関連；施策番号 ）

（具体事例）

新技術活用促進システムに沿った民間技術の活用と評価の推進

[資 料]

公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画
具体的施策一覧表

施策名	具体策	施策の内容
<p>(1)工事コストの低減 1)工事の計画・設計等の見直し 計画手法の見直し</p>	<p>事業の重点化・効率化を図りつつ、計画的な整備を行う</p> <p>港湾、漁港事業等と連携した養浜計画の推進</p> <p>沿岸漁業整備開発事業と連携した海岸整備の推進</p> <p>治山事業等と連携した砂防事業を実施</p> <p>総合土砂管理を実施</p> <p>治山事業と海岸事業との連携により、効率的・効果的な「自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）」の実施を推進</p> <p>公園施設の複合化等の推進</p> <p>既存植生、既存樹木の保存と活用の推進</p> <p>下水汚泥とゴミの共同焼却</p> <p>下水道の広域共同化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にあたり、重点的な投資を行うことにより、投資結果の早期発現を図りつつ計画的な整備を行う。 ・効率的かつ経済的な海岸侵食対策を実施する「渚の創生事業」を推進する。 ・沿岸漁場整備開発事業と海岸事業との連携により、効果的、効率的な事業（魚を育む海岸づくり）の実施を推進する。 ・砂防事業と治山事業におけるより一層の連携、効率的な事業を実施する。 ・総合的な土砂管理を行うため、自然な土砂の流れを再生する砂防事業を実施する。 ・白砂青松が失われつつある海岸において、農林水産省（構造改善局、水産庁）、運輸省、建設省所管の海岸事業及び林野庁所管の治山事業の事業を連携することにより、コスト縮減を含む効率的な施設計画、区域の変更及び施設の転用等の合理的な調整等効率的・効果的な事業実施を図り、自然豊かな利用しやすい海岸環境を創出する。 ・公園施設の複合化による規模、構造の簡素化（一時的な需要に対応した仮設の活用を含む）等を進める。 ・既存植生、既存樹木を保存・移植により活用する植栽計画を推進する。 ・下水道終末処理場から発生する下水汚泥は通常下水汚泥専用の焼却施設で処理している。しかし、この下水汚泥を脱水等の処理を行い、家庭ゴミ等と共同焼却する施設やシステム等の検討を行う。 ・施設を個別に建設するのではなく、汚泥処理、水質検査設備、施設監視施設など集約化が可能な施設において、共同施設の導入を推進する。

施策名	具体策	施策の内容
技術基準等の見直し (河川関係)	公共住宅設計計画指針の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等のコストコントロール等を念頭に置いた設計計画のガイドラインとして、策定した「公共住宅企画計画指針」の活用を推進する。
	官庁施設のストックマネジメント技術の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設のストックマネジメント技術に基づく効率的な改修計画手法を確立する。
	スーパー堤防の地盤改良の規定の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の「高規格堤防盛土設計・施工指針(案)」による液状化抵抗率の判定に加え過剰間隙水圧を考慮した円弧すべりによる堤体の安定計算を行い、地盤改良の必要性の判定基準を設定し、堤体の安定と経済施工に努める。 - 高規格堤防盛土設計・施工指針(案)の改訂(平成11年度-) -
	小型樋門・樋管の基礎構造の規定の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門・樋管について、基礎地盤の一定の沈下を許容できる「たわみ性」のある新素材の適用も検討し、樋門・樋管の「柔構造化」を図る。 - 樋門・樋管設計指針(案)の改訂(平成11年度-) -
	橋梁の径間長に関する規定の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の「河川管理施設等構造令」制定後の新たな知見に基づき、径間長に関する規定を見直し、より経済的な径間長を選択可能とする。 - 河川管理施設等構造令の改訂(平成11年度-) -
	河川トンネルにおける新技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・河川トンネルのシールド工法は、掘削内面を鋼材による一次覆工とコンクリートによる二次覆工を必要としているが、一次覆工について、内水圧対応のセグメントの水密性、継ぎ手の剛性を向上させることにより二次覆工を省略し、工事費の縮減、工期の短縮を図る。
	砂防ダムの材料の見直し ・粗石コンクリート ・鋼製砂防ダム ・CSG工法 ・RCD工法等	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防ダム堤体に現地の転石を用いた粗石コンクリートを使用することにより工事費の縮減を図る。また、型枠材や護岸材料等としても転石を有効活用することによって工事費の縮減を図る。良質の転石が採取可能でかつ、転石を洗浄する水が確保できる等の箇所に有効である。

施策名	具体策	施策の内容
(道路関係)	砂防ダムの設計基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・流出土砂による前のり部の損傷を防ぐためこれまでほとんどの砂防ダムにおいて急勾配で設計されている前のり勾配を、これまでの実績を踏まえ、損傷の恐れが少ないと判断される場合に緩勾配とし、同じ外力に対して堤体積の小さい砂防ダムを施工することによりコスト縮減を図る。特に流出土砂の粒径が小さい場合や、土砂の流出頻度が低い箇所に有効である。
	現場打吹付法枠工の枠間隔の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の規格の現場打吹付法枠工について、その枠間隔を見直すことによってコスト縮減を図る。
	コンクリート2次製品の規格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ボックスカルバート ・L型土離壁 ・道路用側壁 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート2次製品の普及に向け、構造規格の研究開発を検討することで構造物のプレキャスト化に関する技術の基準化を推進する。
	揚排水ポンプ設備技術基準 <ul style="list-style-type: none"> ・指針の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・揚排水ポンプ設備について、ポンプ高速化、立型ガスタービン等新技術に対応した改訂と性能規定化を図る。
	仮締切高の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・低水護岸の施工における仮締切工について、背後地の重要性を十分に勘案した上、護岸の構造と施工性・河積阻害率等から判断した最適な締切高に押さえる検討をする。
	河川関係技術基準類の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・河川関係技術基準類の改訂を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・性能規定化と新技術への対応
	流木・塵芥処理対策指針の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・流木・塵芥処理対策指針の検討を行う。
	トンネル換気基準の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・車両性能の向上に伴い、大型車の煤煙排出量が減少してきていることに対応し、トンネル換気の基準を平成12年度に改訂する。
シールド共同溝の二次覆工の省略	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな設計基準に基づき地下水等の周辺環境に応じてシールド共同溝の二次覆工の省略を図る。 	

施策名	具体策	施策の内容
(下水道関係)	盛土締め層厚の厚層化	<ul style="list-style-type: none"> 盛土は、品質確保のために一層30cm以下で施工しているが、新規に開発した大型の転圧機械の活用等により一層あたりの締め固め層厚を増加させ、施工効率を高める。
	擁壁・カルバートへのプレキャスト製品の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 土工指針（擁壁工指針、カルバート工指針）の改訂に際し、プレキャスト擁壁、プレキャストカルバート、ユニット鉄筋等の使用に関する事項を追加し、これらの製品を利用しやすい環境を整備した。（平成11年3月-）
	補強土擁壁の設計合理化	<ul style="list-style-type: none"> 実験等から得られた知見をもとに土工指針（擁壁工指針）に補強土擁壁に関する設計法を規定し、擁壁高さによっては従来のコンクリート壁を上回る経済性が得られた。（平成11年3月-）
	橋梁の技術基準類の改訂	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁技術基準の性能規定化を図り、新技術の導入を図る。
	マンホール設置・構造基準等の改定	<ul style="list-style-type: none"> マンホールの設置間隔は、管渠口径により標準的な距離が決められているが、維持管理技術の進歩を考慮し設置基準の改定等の技術的検討を踏まえた普及促進、マンホールの小型化、組み立てマンホールの基準等を検討する。
	道路埋設基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新しい道路埋設基準が策定されたので、その普及促進を図る。
(公園関係)	小規模下水道水処理施設の標準化	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な処理場に適した処理方法について、設備及び施設の標準化を推進する。
(住宅関係)	公園施設に係る技術的な基準・標準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設に関する技術的な基準等の見直しを進める。
(住宅関係)	公営住宅等整備基準等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「住宅の品質確保等の促進に関する法律（品確法）」に基づく、日本住宅性能表示基準が施工されるのに伴い、公営住宅等整備基準において、これに即した性能基準を導入する。

施策名	具体策	施策の内容
(営繕関係) 設計方法の見直し (共通) (河川関係)	営繕事業について、諸基準の改訂及び材料・機器規格、仕様等の標準化・統一化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・新材料、新工法に対応した建築設計基準、設備設計基準等の改訂を図るとともに、材料・機器規格、仕様書等の省庁間を含めた標準化、統一化を図るため、省庁共通規格の作成及び「公共建築工事標準仕様書」の活用を行う。
	電気設備工事及び機械設備工事標準図の各省庁間での共通化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書を踏まえた電気設備工事及び機械設備工事標準図について各省庁間での共通化を実施する。
	設計V Eの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・設計V E（設計段階におけるV E手法の活用）を拡大し、平面計画、仕上げ材料、構造計画、設備設計、施工法等について代替案の検討を通じて施設価値（機能/コスト）の向上を図る。
	標準設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の資材量をミニマムにするという設計思想に基づいた標準設計を、労務費の要因となる施工工数の多少等の要素を加味した新しい設計思想に基づいた標準設計の改訂を進める。
	高水護岸の護岸厚さ設計方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・高水護岸の従来の控え長35cmやm^2当たり350kg等の設計方法を見直し、外力に適した構造とする。
	小規模排水機場のポンプ設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の救急内水対策事業のポンプは移動式を原則としているが、概ね$10m^3/s$以下の排水量の小規模排水機場について、固定式ポンプとする方法を普及。
小規模堰の開閉機構設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・幅30m以下の小規模な堰について、ゴム製の起伏堰とすることにより施設の小型化、運転費を含めた維持管理費の低減を図る。 	
補助災害復旧事業河川護岸の二段階護岸の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・査定申請時の護岸タイプに二段階護岸タイプを追加するよう啓蒙を図る。 ・下段部及び上段部の護岸方式を変えられる箇所において既往技術及び新開発技術を組み合わせ設計する。 	
小容量放流設備の設計合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・小容量放流設備について、工事発注時における設計図書の合理化を図る。 	

施策名	具体策	施策の内容
(道路関係)	流路工の廃止に伴う護岸工の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 従来の流路工にかえて、床固工、護岸工、砂防林、遊砂地を適切に配置することにより、工事費の縮減を図る。用地費が安く所要の土地の確保が可能な地域に有効である。
	消波ブロックの再生利用	<ul style="list-style-type: none"> 既設の消波ブロックを人工リーフ等の捨て石などとして再生利用を図る。
	流木の捕捉施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> 多量の流木が流れる河川に流木捕捉施設を設置することにより、堰閉塞の被災解消だけではなく、出水のたびに行う流木除去のコストを削減する。
	ダム用放流設備ゲートの設計合理化	<ul style="list-style-type: none"> ダム用放流設備ゲートの扉体構造、支持構造等の設計合理化を進め、構造体のスリム化とコスト縮減を図る。
	鋼橋設計の合理化	<ul style="list-style-type: none"> 省力化構造の設計を継続して実施する。
	鋼橋の少本数桁化	<ul style="list-style-type: none"> 耐久性の高いP C床版等を用いることにより、主桁間隔を広げ主桁本数を減らした少本数主桁橋梁について、詳細な検討を前提に導入する。
	鋼橋付属物の省力化構造の標準化	<ul style="list-style-type: none"> 鋼道路橋の歩行者用高欄や検査路、排水構造について、標準的な構造としてコスト縮減が可能な省力化構造を定め、全国で活用する。
	新たなP C合成桁の開発	<ul style="list-style-type: none"> 主桁上にプレキャストP C板を床版型枠の代替として設置することにより、施工の省力化を図る。
	舗装工事にジオテキスタイルを適用	<ul style="list-style-type: none"> 舗装工事において、施工性の確保のために用いられる遮断層の代替として、ジオテキスタイルを敷設した上で直接舗装を施工し、簡素化を図る。
	大型排水路のプレキャスト化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 現場打ちのカルバート、用排水路擁壁等の大型構造物のプレキャスト化を推進するとともに、その活用に努める。
(下水道関係)	シールド工事の設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 二次覆工の簡素化、セグメント幅の拡大、スチールホームの長尺化、二次覆工へのFRP管の採用などシールド工事の合理化、効率化について検討する。

施策名	具体策	施策の内容
(公園関係)	<p>プレハブオキシレーションディッチ法(POD法)の推進</p> <p>下水道施設における電気・機械設備の仕様の見直し</p> <p>公園施設の設計における二次製品等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレキャスト材を用いて下水処理施設を建設するPOD法の活用をより一層推進する。 ・下水処理場、ポンプ場の電気・機械設備については、一般に市販されている汎用品の利用を促進するとともに、地域特性を考慮した仕様の見直しを行う。 ・修景施設、休養施設、遊戯施設等について、より標準的で低廉な二次製品等を活用した設計を推進する。
(住宅関係)	<p>発生材の再資源化や再利用の推進</p> <p>高層・超高層公営住宅についてRC造の積極的な採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝や落葉、刈芝の堆肥化等、園内発生材の再資源化や再利用を推進する。 ・高層及び超高層公営住宅について主要構造をRC造の採用が可能となるような検討を設計で行う。
(営繕関係)	<p>公営住宅建設における標準設計の採用の促進</p> <p>設計VE成果のデータベース化</p> <p>工事標準図の電子化</p> <p>民間が行う技術開発に対する支援の充実</p> <p>新技術の情報交換体制の整備</p> <p>新技術を活用、普及するためのシステムの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標準設計の作成により、設計業務の合理化及び規格部品等の導入の促進を図る。 ・設計VEの成果をデータベース化し、設計VEの事務の効率化を図る。 ・建築工事標準図の平成13年度の改訂に併せ、CADデータ化を実施し、設計図書作成のCAD化に対応する。 ・民間が行うコスト縮減に資する技術の研究開発に対して、官民の共同研究等により支援の充実を図る。 ・各省連携テーマ等について、関係省庁からなる連絡会議を設置するなど、情報交換を図りながら推進する。 ・省力化、コスト縮減に資する技術について評価するシステムの充実を行い、その活用・普及を図る。

施策名	具体策	施策の内容
(河川関係)	各省連携等による技術開発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減に資すると考えられる情報化、電子化、検査、測量等の技術や新素材の開発等について、各省の連携を図るため、平成9年度に関係省庁からなる連絡会議を設置し、その結果に基づき、各省連携による技術開発を逐次実施する。
	護岸の材料、工法の新技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のコンクリート張りブロックによる低水護岸及び異形ブロックによる根固工について、施工性、経済性、環境面から使用材料、施工方法を見直す。 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・カゴマットの更なる推進 ・ポ-ラスコンクリート採用 ・鋼矢板の幅広化 ・トルダ-工法の採用 ・袋詰根固工（コンクリート殻利用）の推進 ・侵食防止シートの活用
	揚・排水機場のポンプ設備の新技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・揚・排水機場は土木、建築施設と機械設備からなるが、機器設備や土木構造の縮小化、簡素化を進めるほか、近年開発された新技術を取り入れ、揚排水機場のコンパクト化、コスト縮減を図る。 ・立型ガスタービンエンジンの採用 ・天井クレーンの省略 ・吸水槽の縮小 ・除塵機、スクリーン等の縮小 ・沈砂池の省略 ・土木構造の一床化 ・高速流化・新型駆動機の採用 ・操作制御設備の合理化、遠隔操作化 ・土木構造の縮小化
	高圧薄層脱水システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の脱水システムを改良し、さらに小型化（船舶に搭載可能）するための技術的検討・現地試験を行う。
	ダム合理化施工法・プレキャスト化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム本体工事において、堤体内構造物のプレキャスト化、上下流法面の型枠の省力化等を行うことにより、ダム工事の合理化施工を推進する。
	ダム材料の使用範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートダムにおけるコンクリート用骨材、フィルダムにおける堤体材料として利用している岩石について利用する範囲を拡大して歩留まりを向上させることにより廃棄岩の減少、原石山掘削量の減少等、資源の有効利用を図る。

施策名	具体策	施策の内容
	C S G工法の導入 スーパー暗渠砂防堰堤の施工 集水ボーリングの削孔径の小断面化 N A T M工法の採用 継手改良型鋼管杭 大間隔法枠工の採用 新素材を活用したアンカー工法の採用 鉄筋挿入工法の採用 複合補強土工法の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム現場において、河床砂礫等の現地発生材にセメントを添加混合して強度増加を図るC S G工法について、貯砂ダムや仮設工事等に採用し、工期の短縮などを併せて図る。 ・中小洪水時等における土砂の流れを妨げずかつ、大規模な土砂流出時にはより適切に土砂をコントロールするスーパー暗渠砂防堰堤の整備を推進し、良好な溪流環境の保全とともに、暗渠部の使用コンクリート量を節約し、魚道の設置を不要とすることによりコスト縮減を図る。 ・集水ボーリングの保孔管の継手に従来使われているソケット式継手を、ネジ式等の外径が大きくなる方式に変更し、継手の外径が小さくなった分だけ削孔径を小断面化することによりコスト縮減を図る。 ・道路・下水道等で使用されているN A T M工法を地滑り対策においても使用。引き続き現地で試験施工を行う。 ・溶接を排除することにより、接続時間を短縮しコスト縮減を計る。引き続き現地で試験施工を行う。 ・従来の法枠工の枠間隔を安全性を確保しながら拡大することにより、工費の縮減を図る。 ・従来のアンカーに変えて、軽量で耐久性に優れた新素材を使用することにより、工費の縮減を図る。 ・従来のコンクリート擁壁に変えて、鉄筋挿入工法を使用することにより工費の縮減を図る。技術検討は、平成8年度から行う。 ・従来の法枠工にかわり、表層土の浅層崩壊を防止するための鉄筋挿入補強土工法およびその下部層の崩壊を防止するアンカー工・ロックボルト工法を組み合わせることで施工することにより、コスト縮減を図る。

施策名	具体策	施策の内容
(道路関係)	リングネット工法の採用	<ul style="list-style-type: none"> 従来落石対策として施工されてきた擁壁工にかわり、ネット工による対策を行うことで、コンクリート量が減少することからコスト縮減が可能となった。
	切土工における機械化施工	<ul style="list-style-type: none"> 現在、人力により施工している切土工を、機械化施工することにより工費の縮減を図る。
	雪崩予防柵の杭基礎型垂直式予防柵の開発	<ul style="list-style-type: none"> 杭基礎型垂直式予防柵については、雪圧等が柵に対する影響が明確でないため、設計基準がないので、一般には用いられないが、建設コストから見ると、杭基礎型垂直式予防柵が経済的となる場合がある。雪圧等が柵に対して影響するメカニズムを解明し実用化に向けて基準類の策定を図る。
	消波機能が高く、施工性に優れたリーフの構造開発	<ul style="list-style-type: none"> 人工リーフは、昭和60年代に開発され、平成4年に標準的な人工リーフの設計手法の統一を図ってきたところであるが、断面構成によって消波機能が変化することが分かっており、消波機能の優れた人工リーフを開発し、工事費の縮減を図る。
	簡易型小規模排水設備の開発	<ul style="list-style-type: none"> 比較的小規模な排水施設におけるポンプの構造検討を行い、排水機場の用地、建設費などを低減する。
	高耐圧ポリエチレン管を用いた柔構造樋門の遮水壁の開発	<ul style="list-style-type: none"> 従来の高耐圧ポリエチレン管の可とう継手及び遮水壁は、特殊な構造になるため、その価格が高くなり、不経済になる場合がある。コンクリートなどの一般資材を活用することによって、コスト縮減を図ることができる。
	河川トンネルにおける新技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> 河川トンネルにおける新技術の活用及び試験施工を実施する。
	トンネル施工における全断面掘削工法の活用	<ul style="list-style-type: none"> 地山の地質が良好なトンネルについては、施工技術の向上により全断面掘削が可能となったことから、その積極的な活用を図る。
TBM先進拡幅工法による掘削の合理化	<ul style="list-style-type: none"> TBM(トンネルリングマシン)を用いて導坑を掘削し、導坑から地山改良を行うことにより、拡幅掘削をスピードアップし、工費の節減と工程の短縮を図る。 	

施策名	具体策	施策の内容
(下水道関係)	路床安定処理の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的地盤の支持力低い路床について石灰安定処理等を行うことにより、支持力を高め舗装厚を薄くする。
	盛土の品質管理の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の品質管理（締固め密度管理）について、人力に代わりR I計器を活用することにより簡素化を図る。
	道路事業における異形断面シールドの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の必要断面に応じた断面形状を有する新たなシールドトンネル技術の開発を行う。
	道路事業におけるシールドトンネルの長距離施工	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の必要断面に応じた断面形状を有する新たなシールドトンネル技術の開発を行う。
	コンクリート舗装自動連続施工工法	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物の連続施工工法の改良を進め、コンクリート舗装工事への導入を図る。
	プレキャスト擁壁の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、重力式が一般的であった比較的高い（3 m以上）擁壁に対しても、製品化が進む大型のプレキャストL型擁壁を用いるよう地建の標準仕様を見直した。
	舗装施工の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装の2層舗装に際し、一括施工型のフィニッシャーの導入により、施工合理化を図る。
	低コスト型下水道施設の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の処理施設に比べ、建設費・維持管理費が低コストとなる処理方式（高濃度活性汚泥法、窒素・リン除去法他）及び設備（小規模脱水機他）の開発を推進する。また、施設の機能向上を低コストで行える技術の開発を推進する。
	推進工事の長距離施工	<ul style="list-style-type: none"> ・主に発進・到達の立杭数の減少のため、推進工法の長距離化などを中心として、コスト縮減方法を検討する。
	下水道工事におけるシールド工事の長距離施工	<ul style="list-style-type: none"> ・シールド機械のカッタビットの耐久性並びに交換方式の改良等により長距離化を図る。
(公園関係)	植栽や円路舗装等における新技術等の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小径木・苗木等（コンテナ栽培樹木を含む）による植栽や円路舗装等における新技術の活用を進める。

施 策 名	具 体 策	施 策 の 内 容
	<p>積算の効率化</p> <p>営繕積算の効率化</p> <p>営繕積算における市場単価方式の拡大</p> <p>公共住宅積算における市場施工単価の反映</p> <p>積算に使用する数量データや図面等の電子化を推進</p> <p>新技術・新工法等の積算基準等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積算の電算システムの機能の改良及び新土木積算システムの公団・地方公共団体への普及を図る。 ・営繕積算システムの機能充実及び利用拡大を図る。 ・建築工事における市場単価方式への移行工種の検討及び試行を行う。 ・公営住宅等の積算において、市場施工単価を適宜採用する。 ・積算用の数量データ、図面等の標準化、電子納品化を拡大する。 ・コスト縮減に向けた技術開発、施工方法の変化等に対応して積算基準を改定する。（鋼橋積算基準） ・「新技術活用促進システム」において、生産性向上、歩掛や施工管理に関する情報を充実し、公開する。

施策名	具体策	施策の内容
<p>2) 工事発注の効率化等 公共工事の平準化</p> <p>適切な発注ロットの設定</p> <p>入札・契約制度の検討</p>	<p>工事の計画的かつ迅速な発注を実施</p> <p>工期の設定の改善や竣工時期の調整を実施</p> <p>工事の施工状況を踏まえた国庫債務負担行為等による円滑な事業の実施</p> <p>工事発注等に関する地方公共団体への支援</p> <p>適切な発注ロットの設定を推進</p> <p>技術提案を受け付ける入札・契約方式（VE方式、総合評価方式、性能発注方式等）について検討・試行等 その後、中央建設業審議会の建議を踏まえ同方式の導入を推進</p> <p>コンサルタント業務におけるプロポーザル方式の適用拡大</p> <p>性能規定発注方式の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各発注機関において、公共工事の平準化を念頭に置いた計画的かつ迅速な発注を行う。 ・補助事業については、補助金の交付決定事務等の一層の迅速化を図る。 ・各発注機関において、工期の設定の改善や竣工時期の調整を実施する。 ・翌債制度の的確な運用により適正工期の確保を図る。 ・補助事業等について工事の施行状況を踏まえた国庫債務負担行為等の積極的かつ計画的な活用を図る。 ・工事発注等に関する地方公共団体への支援を実施する。 ・経常建設共同企業体の一層の活用を図る等により、中小建設業者等の受注機会の確保を図りつつ、適切なロットの設定を推進する。 ・あわせて事業箇所重点化等により、投資の重点化を図る。 ・技術革新の著しい分野等において、民間からの技術提案を受け付ける入札・契約方式（VE方式、操業評価方式、性能発注方式等）の試行を拡大するとともに、同方式の実効性を高めるよう、制度の見直しを図る。 ・コンサルタント業務において、民間からの技術提案を受けるプロポーザル方式の適用を拡大する。 ・従来のように構造、材料、施工法を詳細に規定することなく、目的とする構造物に求める性能とその確認方法を規定して工事発注を行うことで、受注企業の持つ技術力の有効活用を図る。

施策名	具体策	施策の内容
諸手続の電子化等	下水道設備工事における設計・施工一括発注方式（デザインビルド（DB）方式）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工難度の高い下水道設備工事を対象に、DB方式による入札・契約を推進し、設計から施工まで一環した契約方式によりコスト縮減、品質の確保、工期短縮等を図る。
	工事関係書類等の統一化・電子化	<ul style="list-style-type: none"> 工事関係書類の統一化・電子化を行う。 「デジタル写真管理情報基準（案）、土木設計業務等の電子納品要領（案）、工事完成図書等の電子納品要領（案）、CAD製図基準（案）、地質調査資料整理要領（案）」を策定し、現場で適用する。
	経営事項審査情報の電子的共有化	<ul style="list-style-type: none"> 発注者支援データベースの活用により経営事項審査情報を電子的に共有する。
	技術資料等の授受の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 入札手続における技術資料等の授受を電子的手法により行えるような環境整備を行う。
	建設CALS/ECの地方展開	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体での建設CALS/ECの導入を支援する。
	電子入札の導入	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の導入を促進する。
	建設ICカードの活用による現場事務の合理化	<ul style="list-style-type: none"> 建設現場における労働者の就労実態や資格等についての個人情報を共通のICカードで電子化することにより現場事務の合理化等を図る。
	情報化施工の推進	<ul style="list-style-type: none"> 電子情報を活用した施工技術の導入を図る。

施策名	具体策	施策の内容
優良な労働力の確保	品質検査等の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム工事における検収制度の簡素化を実施する。
	公共建築工事標準仕様書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁等独自の建築工事仕様書を標準化することにより、公共建築物の品質確保、作業の効率化及びコストの縮減を図る。
	電気、機械設備への汎用品の採用等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気及び機械設備工事共通仕様書における機器・材料の仕様を見直し、要求する品質・性能を満たす汎用品については工事への適用を図り、コスト縮減を推進する。
	資材等の規格・仕様等の標準化、統一化等	<ul style="list-style-type: none"> ・材料・資材規格、仕様等について省庁間を含め簡素化、標準化、統一化を図る。
	国内規格の国際規格反映のための検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO等の国際標準の制定が順次進められ、関連する国内標準（基準）に与える影響を鑑み、建設省ではISO等への早い段階での積極的関与が必要との観点から、土木学会に委員会の設置を依頼し、必要な対応を行っている。
	優良な技能者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・労働省との連携の下に、「基幹技能者」、「多能工」等を育成するための業種横断的訓練校を整備する。 ・建設業に従事する労働者に対して民間事業者が行う教育訓練の充実を支援する。
建設機械の有効利用	建設技能者の安定的な確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業に従事する労働者の確保・育成を図るため、労働省、文部省と協力して、業界団体、教育機関等と連携を図りながら、建設産業人材確保・育成推進協議会の活用などの人材の確保対策の総合的実施を図る。
	建設機械部品の効率的使用	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械部品の互換性を確保するため、標準化を進める。 ・部品の供給年限に関する業界指針を策定。
	情報システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械器具のリース・レンタルネットワークの運用。
	維持管理用建設機械の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理作業に際し、建設機械を有効に活用する。

施策名	具体策	施策の内容
	建設機械の環境対策の整合性確保と運用見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザ及び空気圧縮機を使用する作業で、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないと確認される機械について事務の軽減等を図るため特定建設作業から除外することとし、必要な手続を進める。 ・特殊自動車の排出ガス規制及び試験方法についての国際規格との整合性に配慮しつつ、建設機械の排出ガス第2次対策を導入する。

施策名	具体策	施策の内容
<p>4) 工事実施段階での合理化・規制改革等 労働安全対策</p>	<p>建設業団体に対する安全対策の指導</p> <p>労働者及び第三者の安全確保のための現場における安全対策活動の実施及び支援の充実</p> <p>監理技術者講習会の内容充実</p> <p>建設事故に対する行政処分基準の明確化及び安全優良企業評価の検討</p> <p>安全対策を対象とした総合評価方式の試行</p> <p>事故情報のデータベース化と事故発生要因の分析</p> <p>建設事故に関する研究及び内容の普及</p> <p>建設事故に関する安全対策の検討</p> <p>建設機械の無人化施工技術の普及</p> <p>建設機械の標準操作方式の活用推奨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業団体の有するマニュアルについて再点検、安全チェックリストの作成、指導を行う。 ・工事安全意識の高揚の一環としての下請けが参加した安全大会、安全パトロール、現場研修会の実施や、発注者及び請負者をメンバーとした工事安全協議会を設置することにより、事故防止にかかる知識の習得、安全喚起等を実施。また、「危機管理と工事の安全に関する講習会」において、講師を派遣する等により安全対策活動の支援を実施する。 ・監理技術者の5年ごとの講習会時に行う安全教育内容の充実させる。 ・建設事故に対する行政処分基準の見直しと明確化及び安全優良企業に関する評価のあり方を検討し、経営事項審査において、工事安全成績を評価する。 ・特別な安全対策を必要とする工事において、工事価格と技術提案を総合評価して、落札者を決定する方式の試行を実施する。 ・事故情報の収集・蓄積を推進するため、都道府県・政令市等に情報提供を依頼し、データベース化を一層促進するとともに、事故対策検討委員会により事故発生要因の分析及び対策を検討する。 ・建設現場におけるヒューマンエラー防止のための研究の推進及び成果の普及を図る。 ・墜落事故、重機事故、現道上のもらい事故等の安全対策について検討する。 ・建設機械の遠隔操作システムによる無人化施工技術の普及を図る。 ・建設機械の標準操作方式の活用を推奨する。

施策名	具体策	施策の内容
交通安全対策	<p>オペレータ保護対策の推進</p> <p>建設機械施工安全技術の技術指針への反映</p> <p>集中工事等の活用モデル工事の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の転倒事故等におけるオペレータ保護に関する対策を推進する。 建設機械施工安全技術の技術指針へ反映する。 路上工事における集中工事等の活用について検討会を設置し、モデル工事を実施する。
環境対策	<p>建設機械の環境対策の整合性確保と運用見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザ及び空気圧縮機を使用する作業で、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないと確認される機械について事務の軽減等を図るため特定建設作業から除外することとし、必要な手続を進める。 特殊自動車の排出ガス規制及び試験方法についての国際規格との整合性に配慮しつつ、建設機械の排出ガス第2次対策を導入する。
建設副産物対策	<p>各種公共工事間での建設副産物の利用促進</p> <p>建設副産物の発生抑制の推進</p> <p>再生砕石、再生アスファルト合材の利用促進</p> <p>リサイクル技術の開発</p> <p>建設副産物に係る情報交換システムの普及促進</p> <p>建設発生土の工事間利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各公共工事間で建設副産物の利用を促進するため、国レベル、地方レベルの連絡協議会を通じた公共事業関連省庁間の連絡強化を推進する。 建設副産物の発生抑制を図る。 再生砕石、再生アスファルト合材の利用促進を図る。 建設発生材をはじめとした建設廃棄物の新規用途開発等の技術開発の推進。 建設副産物に係る情報交換システムの普及促進する。 情報交換システムの利用促進などにより、建設発生土の工事間利用の促進を図る。

施策名	具体策	施策の内容
(2)工事の時間的コストの低減	<p>集中投資による機能の早期発現</p> <p>他事業との連携による機能の早期発現</p> <p>新技術の活用による工期の短縮</p> <p>文化財調査における公共工事部局と文化財保護部局との連絡調整の緊密化等を通じた工事着手の早期化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所の集中化を図る。 ・他事業との連携を推進し、機能の早期発現を図る。 ・新技術の活用による工期の短縮を図る。 ・プレキャスト部材の活用による工期短縮 ・文化財調査における公共工事部局と文化財保護部局との連絡調整の緊密化等を通じた工事着手の早期化を図る。

施策名	具体策	施策の内容
<p>(3) ライフサイクルコストの低減 (施設の品質の向上) 施設の耐久性の向上 (長寿命化)</p> <p>施設の省資源・省エネルギー化 (運用、維持管理費の低減)</p>	<p>コンクリートの長寿命化</p> <p>長寿命防食構造物の採用</p> <p>ライフサイクルコスト低減技術を導入した橋梁を採用</p> <p>長寿命化舗装の採用</p> <p>下水道施設における腐食対策技術の採用</p> <p>官庁施設の施設毎の適切な耐久年数設定及びライフサイクルコストの低減技術の採用</p> <p>公営住宅ストックの有効活用</p> <p>省エネルギー型の照明ランプの採用</p> <p>新営庁舎において、エネルギー効率のより照明制御等を実施</p> <p>維持管理の実施指導及び啓蒙普及</p> <p>電力需給契約の適正化について保全指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化コンクリート構造物への転換を図る。 ・従来と比べ、長寿命の図れる防食技術を採用する。 ・ライフサイクルコスト低減技術を導入した橋梁を採用する。 ・長寿命化舗装の採用する。 ・硫化水素等による下水道施設の腐食対策を推進し、構造物の耐久性を向上させる。 ・官庁施設の施設毎の適切な耐久年数の設定及び「官庁施設の耐用性に関する性能技術基準(案)」に基づくライフサイクルコストの低減技術を採用する。 ・公営住宅ストック総合活用計画策定及び策定改善手法に基づく計画的な建替・改善の推進する。 ・道路照明において、省エネルギー型の照明ランプを採用する。 ・新営庁舎において、エネルギー効率の向上や資源の再利用に資する照明制御、太陽光発電、蓄熱式空調、雨水利用等の整備を導入する。 ・「官庁施設のグリーン運用管理指針(案)」に基づく維持管理の実施及び啓蒙普及する。 ・官庁施設のライフサイクルコストを低減するため、電力需給契約の適正化について保全指導を行う。

施策名	具体策	施策の内容
環境と調和した施設への転換	光ファイバー網の整備による下水道維持管理の効率化	・下水道管に光ファイバー網を整備することにより、下水道の維持管理の効率化・合理化等を図る。
	機械設備の維持管理高度化	・河川・道路等機械設備の遠隔操作化、集中管理化、運転手法の改善を実施する。
	沿岸漁場整備開発事業と海岸事業との連携により効果的、効率的な事業（魚を育む海岸づくり）を実施	・沿岸漁場整備開発事業と海岸事業との連携により効果的、効率的な事業（魚を育む海岸づくり）を実施
	面的防護方式による海岸事業の推進	・面的防護方式による海岸事業の推進により、自然な砂浜の形成を促す。
	コンクリートに変わる工法による施設整備	・コンクリートに変わる材料を使用することにより、セメント量を減らし、さらにコンクリートに変わる工法として緑化が出来る工法の採用を推進する。
	護岸の植生・緑化の推進	・多自然型川づくりを推進し、植生、緑化可能な護岸の整備を図る。
	親水性護岸の設置	・地域の住民が水辺に近づいたり、子供たちが水辺で遊んだり出来るようにするための親水性護岸の設置を図る。
	自然を積極的に創出できる工法を採用	・各構造物計画・設計の基準となっている、構造令、指針等に自然回復が可能な施設を整備する上での設置要領等を盛り込む。また、これまでの多自然型護岸工法等による施設整備をさらに推進する。
	バリアフリー施設の整備促進	・構造令等の各種基準及び技術指針等の改訂を行い、年齢等を問わない、全ての人に優しい社会資本整備を促進する。
	低騒音舗装の実施	・周辺環境に配慮した低騒音舗装を実施する。
屋上緑化等による公園施設の緑化の推進	・屋上や壁面の緑化等による公園施設の緑化を推進する。	

施策名	具体策	施策の内容
	<p>階段室型共同住宅における低コストエレベーターの採用</p> <p>自然冷媒空調機器の導入の推進</p> <p>CS（顧客満足度）手法の検討・導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公営住宅のストックの高齢者向け改善に際し、既存の階段室型中層共同住宅について低コストでコンパクトなエレベーターの設置を推進する。 ・空調用冷凍機に地球環境に対する温暖化負荷がなく、効率の高いアンモニア冷媒等を用いた冷凍機の導入を図る。 ・CS手法の導入により、顧客満足度を把握し、費用対効果の高い効率的な官庁施設整備の手法を検討し、事業の実施過程に導入する。

施策名	具体策	施策の内容
	<p>労働者及び第三者の安全確保のための現場における安全対策活動の実施及び支援の充実</p> <p>監理技術者講習会の内容充実</p> <p>建設事故に対する行政処分基準の明確化及び安全優良企業評価の検討</p> <p>安全対策を対象とした総合評価方式の試行</p> <p>事故情報のデータベース化と事故発生要因の分析</p> <p>建設事故に関する研究及び内容の普及</p> <p>建設事故に関する安全対策の検討</p> <p>建設機械の無人化施工技術の普及</p> <p>建設機械の標準操作方式の活用推奨</p> <p>オペレータ保護対策の推進</p> <p>建設機械施工安全技術の技術指針への反映</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事安全意識の高揚の一環としての下請けが参加した安全大会、安全パトロール、現場研修会の実施や、発注者及び請負者をメンバーとした工事安全協議会を設置することにより、事故防止にかかる知識の習得、安全喚起等を実施。また、「危機管理と工事の安全に関する講習会」において、講師を派遣する等により安全対策活動の支援を実施する。 ・ 監理技術者の5年ごとの講習会時に行う安全教育内容の充実。 ・ 建設事故に対する行政処分基準の見直しと明確化及び安全優良企業に関する評価のあり方を検討し、経営事項審査において、工事安全成績を評価する。 ・ 特別な安全対策を必要とする工事において、工事価格と技術提案を総合評価して、落札者を決定する方式の試行を実施する。 ・ 事故情報の収集・蓄積を推進するため、都道府県・政令市等に情報提供を依頼し、データベース化を一層促進するとともに、事故対策検討委員会により事故発生要因の分析及び対策を検討する。 ・ 建設現場におけるヒューマンエラー防止のための研究の推進及び成果の普及する。 ・ 墜落事故、重機事故、現道上のもらい事故等の安全対策について検討する。 ・ 建設機械の遠隔操作システムによる無人化施工技術の普及を図る。 ・ 建設機械の標準操作方式の活用を推奨する。 ・ 建設機械の転倒事故等におけるオペレータ保護に関する対策を推進する。 ・ 建設機械施工安全技術の技術指針へ反映する。

施策名	具体策	施策の内容
<p>(5) 工事の効率性向上による長期的コストの低減 工事に関する規制改革</p> <p>工事情報の電子化</p>	工事へのISO9000sの適用	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理の国際標準であるISO9000sを工事に適用することにより、監督業務の効率化を図る。
	技術基準類の性能規定化	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準類の性能規定化を図る。
	資材の生産・流通の合理化	<ul style="list-style-type: none"> 資材の生産・流通の合理化を図る。
	海外資材の品質確認等制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 海外資材の品質確認等制度の拡充を図る。
	品質検査等の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 品質検査等の簡素化を図る。
	資材等の規格・仕様等の標準化、統一化等	<ul style="list-style-type: none"> 資材等の規格・仕様等の標準化、統一化等を推進する。
	工事関係書類等の統一化・電子化	<ul style="list-style-type: none"> 工事関係書類の統一化・電子化を行う。 「デジタル写真管理情報基準(案)、土木設計業務等の電子納品要領(案)、工事完成図書の電子納品要領(案)、CAD製図基準(案)、地質調査資料整理要領(案)」を策定し、現場で適用する。
	建設CALS/ECの地方展開	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体での建設CALS/ECの導入を支援する。
	電子入札の導入	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の導入を促進する。
	技術資料等の授受の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 入札手続における技術資料等の授受を電子的手法により行えるような環境整備を行う。
CADデータ交換標準の開発	<ul style="list-style-type: none"> 異なるCAD同士のデータ交換を可能とするシステムを開発する。 3次元CADデータ交換を可能とするシステムを開発することにより、情報の連携、自動積算、高度な維持管理を可能とする。 	
工事へのプロジェクトマネジメント手法の適用	<ul style="list-style-type: none"> 工事におけるコスト、品質、時間等に関する要素を客観的に評価するプロジェクト・マネジメント手法の導入により最適な判断を支援する。 	

施策名	具体策	施策の内容
<p>工事における新技術の活用</p>	<p>建設ICカードの活用による現場事務の合理化</p> <p>情報化施工の推進</p> <p>建設工事における新技術の活用により長期的にコストを低減</p> <p>技術提案を受け付ける入札・契約方式を採用した工事を実施し、新技術を活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場における労働者の就労実態や資格等についての個人情報を共通のICカードで電子化することにより現場事務の合理化等を図る。 ・電子情報を活用した施工技術の導入を図る。 ・新技術を長期的かつ継続的に活用することにより、コスト縮減を図る。 ・技術提案を受け付ける入札・契約方式の採用し、新技術を活用。

<具体策欄の凡例> ：新規 継続 ：平成12年度以降の取り組みはないが、コスト縮減計上対象

注)(2) 工事の時間的コストの低減、(3) ライフサイクルコストの低減、(4) 工事における社会的コストの低減及び(5) 工事の効率性向上による長期的コストの低減については、(1) 工事コストの低減～の施策と重複するものもある。